

ストップ「戦争する国」づくり！かがやけ憲法
2014 全労連全国キャラバン

演説参考文例

建交労、JMIU、生協労連、映演労連、日本医労連、福保労、国公労連、全教の各単産から演説参考文例をお寄せいただきました。

ご活用ください。



全国労働組合総連合

(2014年9月)

憲法9条守れ、震災復興、なくせ原発

今年7月1日の閣議で安倍首相は、「お母さんや子どもを守るためだ」と言って、若者に「海外の戦場で血を流せ」と迫る集団的自衛権の行使を、憲法の解釈を変えて容認することを決定しました。さらに「武器輸出三原則」を「防衛装備移転三原則」と名前を変えて、「武器の禁輸で国際紛争の助長を回避する」との基本理念を変更して“輸出促進原則”へと大改悪しました。さらに、集団的自衛権を行使するための法整備を来年の通常国会で仕上げることを狙っており、その先には徴兵制も視野に入れています。

「普天間の固定化は避けなければならない」との口実で沖縄県民の意思を踏みにじり、沖縄県名護市辺野古に新基地を建設する基地の県内たらい回し強行を画策しています。ジュゴンが棲む美しい海に2本の滑走路を建設する新基地は単なる普天間の「代替」基地ではなく、最新鋭の巨大基地です。仲井真沖縄県知事が「安倍首相が確約した」という普天間基地の「5年以内の運用停止」は、2013年4月の日米合意では「2022年度またはその後」とされ5年以内の保障などはなくアメリカ国防総省の報告書は“運用40年、耐用200年”の設計を求めています。また、岩国基地をはじめ日本全国で米軍基地機能の増強がすすめられています。

沖縄県民の犠牲の上に米軍基地の押し付けを永続化し、国民を欺き憲法9条の解釈改憲を進め、国民を戦争に巻き込もうとする与党の大暴挙を絶対に許すことはできません。

私たちは日本国憲法を守り続けることにより、戦争を一切おこなわず、自国民と他国民を傷つけることなく今日に至っています。そして平和憲法の存在は、世界各国からも平和の象徴として認められています。私たちは日本国憲法を一条たりとも改憲を許さず、日米安保の解消および米軍基地の完全撤去を求めて運動を広げます。

東日本大震災から3年半余が経過しましたが、福島原発事故による避難者を含め、いまだに24万人以上の被災者が仮設住宅や他県などでの生活を余儀なくされています。仮設住宅での生活期限は延長されていますが、長期化する不自由な生活で震災関連死に追い込まれる被災者は増加の一途をたどっています。自力での住宅再建が困難な被災者の展望は見えず、震災復興住宅の建設も遅れています。

福島第一原発事故は、収束にはほど遠いことが汚染水漏れ事故の頻発や海洋への垂れ流しなど、泥なわ式対応に追われている現状などからも隠しようがなくなっています。一方、原子力規制庁が福島第1原発事故後に199件の“トラブル隠し”をしていたことが2月に明らかにされ、原発事故発生当初の東電幹部や当時の内閣のずさんな対応が明らかになり、福島第一原発事故の深刻さが改めて浮き彫りになっています。一方、原子力規制庁が福島第1原発事故後に199件の“トラブル隠し”をしていたことが2月に明らかにされ、原発事故発生当初の東電幹部や当時の内閣のずさんな対応が明らかになり、福島第一原発事故の深刻さが改めて浮き彫りになっています。そのなかで原発事故の収束と廃炉に向けた労働に従事する労働者が、いのちと健康をむしばまれ、大企業などの「食いもの」にされている深刻な現状も明らかにされてきています。

エネルギー基本計画で「原発を重要なベースロード電源」と位置づけ、「再稼働を進める」とし

ました。原発専門の日本原子力発電（日本原電が保有する原発は、東海第2原発、敦賀原発1・2号機）は、2013年度も発電量はゼロでしたが、「販売先」の東京電力など電力5社から計1242億円の「基本料金」を受け取っており、電気料金として消費者への負担を押しつけています。政府は、福島第1原発事故後に初めて原発輸出に道を開くトルコとアラブ首長国連邦との原子力協定を承認（自民、公明、民主が賛成）。原発輸出を成長戦略の柱と位置づけ、輸出を推進する姿勢を明確にしました。

日本国憲法は、国が国民の生命・財産を守る責務があることを明確にしています。

大企業優先ではなく、被災者本位の震災復興を一刻早く進め、人類とは絶対に共存できない原発によるエネルギー依存政策からの脱却と自然エネルギー政策への転換に向けて、私たちは広範な国民と共に実現することを求めて運動に取り組んでいます。

法9条をまもりぬき、平和、人権、民主主義が輝く社会を

来年2015年は、戦後70年の大きな節目の年となります。いま、集団的自衛権の行使を容認し、「戦争する国」につくりかえるための法整備をすすめる安倍内閣によって、戦後日本の歴史が大きく転換させられようとしています。

日本国憲法は、アジアと国内の幾百千万の人々の犠牲の反省の上に、「日本は二度と戦争はしません」と、世界と日本国民に誓いました。憲法9条は、戦争と武力行使を永久に放棄するとうたい、その保障として軍隊を保持せず、国の交戦権は認めないときめました。

この憲法によって私たちは戦後70年、アメリカが起すさまざまな戦争にも、日本だけは一緒になって武力行使をおこなうというようなことから免れてきました。自衛隊員も戦争で一人も命を落とすことはなく、私たちも日々、平和な生活を送ることができています。

しかし、集団的自衛権の行使ができるということになれば、アメリカが「日本も参戦を」と要請してきたら、いまの日本政府はそれを断ることはできないでしょう。さらには「日本が危ない」と判断すれば、「自衛」の名のもとに相手国に攻撃を加えることということになります。

「戦争をする国」になれば、民間企業も戦争に協力させられます。戦争に使われるのは、軍艦、戦闘機、戦車、機関銃など武器や弾薬だけではありません。輸送用のトラック、通信機器、コンピュータなど、さまざまな機器の需要が拡大していきます。

金属機械、電気機器、情報機器などをつくる金属関連の職場では、軍需用の製品をつくるようになっていきます。人間が人間を殺すための兵器をつくることになります。職場では、軍需製品をつくる部署は「機密」扱いとされます。労働者は「機密保持者」として監視と規制の対象になります。その家族も例外ではなく、すでに成立した秘密保護法によって監視の対象となります。

職場でも家庭でも、地域でも自由にもものが言えない社会がつくられていきます。そうなれば、労働組合の活動も制約されます。社会全体が自由のない息苦しい社会になっていきます。

私たち労働者は、自分と家族の幸せのためにと、さらには少しでも国民の暮らしがよくなり、社会が発展していくようにと願いながら日々はたらいしています。だれもが人を殺すために兵器をつくりたいとは思いません。自分たちがつくった船や飛行機、トラックに自衛隊員や子どもたちを乗せて、戦地に送り出すような社会になってほしいとは思いません。

さらに戦争ともなれば、兵器をつくる労働者は、工場で作っているだけではすまされません。2003年のイラク戦争の際、ある大手軍需企業では、インド洋に派遣された自衛艦への「出張」が要請され、労働者が業務命令で「出張」させられました。戦争に参加させられるのは、自衛隊員だけではすまないのです。

かけがえのない若者の命をまもるために、家族と日本の将来にとっても大切な青年と子どもたちをまもるために、憲法9条をまもりぬき、平和、人権、民主主義が輝く社会をつくりましょう。

大人も子どもも笑顔で食を囲める社会を守り続けよう

日本国憲法の前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍さんかが起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民の存することを宣言し」としています。いま、このことを守り抜かなければならない時がきています。安倍政権は、憲法をまったく無視し、戦争への道をまっしぐらに突き進もうとしています。

特定秘密保護法の強行採決も閣議決定による集団的自衛権の行使容認も、多くの国民が反対を訴えているにもかかわらず、また、保守といわれている論客や政治家を含めた人たちからも、懸念が表明されるなか、安倍首相はきわめて強引なやり方で押し通してしまいました。この政権に対して私たちはどうすることもできないのでしょうか？

そんなことはありません。今の安倍首相の強引さは、あせりの表れです。反対の声が大きくなればなるほど国民の声から耳をそむけ、強硬な姿勢をとっている、そんなことが長続きするわけではありません。

かつて戦争を体験した人たちは、もう二度とあのような戦争をおこしてはいけないと訴え、そして若者は戦争には行きたくないと言い、小さな子を持つ親たちは、この子たちを戦場へは送らないと声を上げています。

戦後 70 年間、朝鮮戦争も、ベトナム戦争も、米ソ冷戦も、アフガニスタン戦争も、湾岸戦争も、イラン・イラク戦争でも、日本は誰一人として、武力で人々を殺すことなく今にいたっています。その日本がいま、他国で武力をふりかざす道義は何ひとつありません。こちらから手を出さない限り、他国から攻撃される理由はまったくないので。戦争したい人たちが言っている、どこかの国の脅威などとおびえる必要はありません。

生協は安全で安心して、おいしいものを子どもたちに美味しいものたくさん食べさせたいと願った母親たちが築いてきました。そんな生協もかつての戦争で解体させられた時代があります。二度とそのような時代に戻してはなりません。大人も子どもも、笑顔で食を囲める社会を守り続けなければなりません。ノーベル平和賞候補にもなっている憲法 9 条を守りぬくことこそが、未来の子どもたちへの一番のプレゼントです。

わたしたちは、日本国憲法を守りぬき、日本を戦争する国にさせないためにあらゆる努力をしていきます。日本の平和と安全、国民の命、自由、幸福の追求の権利は徹底した平和外交によっておこなうべきです。わたしたちの運動とみなさんの世論の力で、安倍暴走政権をストップさせ、必ず平和憲法を守りぬきましょう。

映演産業と平和憲法の位置付け

発足当初から憲法改悪を声高に主張し、手を変え、品を変え憲法破壊への暴走を加速させ続けてきた安倍政権は、昨年末の特定秘密保護法の強行採決に続いて、集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。いずれも多数の国民世論を無視した暴挙であることは言うまでもありません。

この集団的自衛権行使とは、日本が攻撃されてもいないのに他国が行う戦争に日本も参戦し、自衛隊を戦闘地域に投入した上、武力を行使することです。これは、自民党内閣も含めた歴代内閣が、“憲法上できない”としてきたことでした。しかし、安倍政権は、閣議決定だけで憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認したのです。これはまさに立憲民主主義の否定であり、憲法9条の実質的破壊であり、この国を「戦争する国」に変えようとするものです。歴史上の多くの戦争が「集団的自衛権」の名のもとに行われきた事実を、安倍政権は何ら顧みることなく平然と平和を踏みにじろうとしているのです。

私たち映画演劇労働者が従事する文化産業は、平和でなければ成立し得ない産業であると考えています。平和で文化的な生活の営める、憲法で保障されたはずの大前提が、いま覆されようとしているのです。平和という基本的な原則が揺らぐ今こそ、私たち文化産業に携わる労働者が、自らの声として平和憲法擁護を訴える必要があると考えます。

かつての日本には「映画法」という恐ろしい法律がありました。映画の上映前に警察が検閲を行い、一方的にシーンをカットする、場合によっては上映禁止にすることがありました。その国家権力による検閲行為が治安維持法の登場によって更に強化されたもの、それが映画法です。多くの映画人はこの映画法によって縛られ、作りたいもの描きたいものが出来なくなってしまいました。亀井文夫監督が『戦ふ兵隊』という今で言う反戦映画を作り逮捕された話は有名です。

やがて終戦を迎え、この映画法がなくなり、現在の平和憲法が施行されます。映画人たちは漸く作りたい、描きたいものを自由に撮れる時代に解き放たれました。映画法への反動が一気に開花し日本映画の黄金期を築いたことをご承知の通りです。

私たち映演労連は1952年の組合結成以来、憲法と平和、言論表現の自由と民主主義の発展を最重要課題として掲げ続けてきました。それは、かつて作りたいものが作れない、描きたいものが描けないという、映演産業に従事するものにとって最も苦しみを味わった戦前のあの時代に二度と戻るものか、という先人たちの切実な決意を反映しているからです。

私たち映演労連は安倍政権が進める集団的自衛権の行使容認に断固反対することを表明します。特定秘密保護法の廃止とともに、日本を戦争する国にしてしまう安倍政権の横暴を阻止するためのたたかいを広範な共同により構築し、全力を尽くしてたたかうことを誓います。そして、一人でも多くの方が「戦争する国づくり」に反対の声を上げてくださるよう、心から呼びかけます。

再び戦場の血で白衣を汚さない

(通行中のみなさん、私たちは全国の医療や介護現場で働くものでつくる労働組合、日本医労連です。)

日本国憲法は、第 25 条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、第 2 項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」と国の責任を明確に定めています。しかし、政府と財界は医療保険制度や社会保障を次々と改悪してきました。いのちの格差と差別を拡大し、市場原理に委ねようとしています。「いつまでも健やかにありたい」「いつでも、お金の心配なしに、安心して医療や介護を受けたい」というのは国民すべての思いではないでしょうか。

医療や社会保障の分野は、その国の平和や民主主義の到達水準に大きく影響されます。戦争が起これば医療労働者はまっ先に戦場に動員されます。先の大戦で、多くの看護師や医師が、戦地に従軍し、再び戦地に送り出すために兵隊の傷をいやしました。そして、多くの看護師が戦地で「いのち」を失いました。私たち医療労働者は、「傷ついた兵士ではなく、病気で苦しむ人や、お年寄りの看護や介護がしたい」と、思いや誇りを持って仕事をしています。先の戦争での経験を教訓に、「再び戦場の血で白衣を汚さない」を合言葉に、日本医労連は結成されました。

日本は、先の戦争を反省し、再び戦争をしないと誓った憲法 9 条を持ったからこそ、戦後 69 年、他国の人を 1 人も殺さず、また殺されずにきました。これは、世界に誇れることです。いま、日本に求められているのは、紛争を武力ではなく平和的に解決する外交の力を発揮することです。改憲推進論の人々からも厳しい批判があいつぎ、相次ぐ世論調査でも反対が国民の多数になっています。全国各地で、「日本を殺し殺される国にさせない」「わが子を、孫を戦場に送らない」と、草の根から大きな運動が広がっています。「人のいのちを奪う戦争は嫌です!」「戦争しない!」と誓った憲法 9 条を守ってほしいと思います。私たち医療労働者は、命を守り、健康を守ることを仕事している者として、憲法 9 条を壊し、戦争できる国づくりに突き進む阿部政権の姿勢に反対し、「憲法守れ! 9 条守れ!」と訴えています

平和こそ最大の福祉

みなさん

昨年末、国民の知る権利を奪う秘密保護法を強行成立させた安倍内閣は、今年7月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。日本と密接な関係にある国が他国から攻撃を受けたことに対して日本が武力で反撃できるというもので、歴代の自民党内閣が「日本では認められない」と繰り返し表明してきたものです。今回の閣議決定は、アメリカなどが起こした戦争に自衛隊を参戦させることに道を開くことになり、明らかに平和憲法に反しています。そもそも、憲法を擁護する義務を負う国務大臣の揃う閣議で都合よく解釈を変えることは、立憲主義を否定する暴挙です。

今、世界では国と国の間に起きた紛争に武力で介入することが公然と行われています。しかし、武力介入では問題の解決には至らず、果てしない報復の連鎖を生み出して民間人の犠牲を生んでいます。そして、その多くが子どもたち・高齢者・障害者などの弱い立場の人々なのです。

「戦争」と「福祉」は相容れません。戦争する国づくりが進めば、今年度5兆円になった防衛費はさらに膨らみ、すでに進行している社会保障・社会福祉の切り捨てがいつそう加速され、過去最悪となった子どもの貧困率もさらに高まります。すでにアメリカでは、貧困から脱するために軍への入隊を選ばざるを得ない子どもが数多くいます。

戦争が貧困を生み、貧困が戦争を支えるという「戦争と貧困の負のスパイラル」に陥らないためには、大砲ではなくバターに、つまり軍事費にではなく社会保障・社会福祉費に予算をまわすことが大切です。

みなさん

日本は、侵略戦争とそれに続く第2次世界大戦の反省から、「戦争の放棄」「基本的人権の尊重」「国民主権」を柱とした憲法を制定しました。そして、戦後69年間、国民は度重なる憲法改悪の危機を乗り越えて日本国憲法を守り続けてきました。憲法は、前文で「すべての国民が平和のうちに生存する権利」を謳い、9条で戦争を放棄し武力の保持を認めていません。そして、25条で基本的人権として「健康で文化的な生活を営む」生存権を規定しています。国民にとって、平和に生きる権利と健康で文化的に安心して暮らす権利とは、まさに一体のものです。

日本国内では「憲法9条にノーベル平和賞を」という市民運動が生まれ、ノルウェー委員会に正式に受理されたことでも明らかなように、「恒久平和主義」と「戦争放棄」を掲げた日本国憲法に対する国際社会の信頼は大変厚いものです。わたしたち日本国民は、その信頼に応えて日本国憲法の理念を世界に広げていく責任があります。

みなさん

平和な社会でなければ、健康で文化的な生活は望めません。「平和こそ最大の福祉」なのです。今こそ、一人ひとりが自分の言葉で「憲法を生かして、平和と福祉を守ろう」という声を大きく上げて、憲法を守り活かす運動を私たちといっしょに進めていきましょう。

憲法にもとづいて公務・公共サービス拡充を

憲法25条は、国民の生存権を保障し、健康で文化的な最低限度の生活を営むために、国は、社会福祉、社会保障などの向上に努めなければならないとしています。

こうした憲法の規定にもとづいて、国民の生活や安全・安心を守るために、国や自治体では公務・公共サービスが実施されています。

いま、「貧困と格差」がひろがるなかで、憲法にもとづいて国民のいのちと暮らしを守るため、公務・公共サービスとそれを支える公務員の果たす役割がますます重要になっています。ところが、「行政改革」の名のもとに、いままで国の責任で実施してきた仕事の民間委託や民営化がすすめられ、安倍内閣は、今後5年間で1割以上の国家公務員を削減する方針を決定するなど、公務・公共サービスを切り捨てようとしています。

アメリカやヨーロッパなど世界の先進諸国と比較しても、人口1千人あたりの公務員の数は、日本は圧倒的に少ないのが現実です。これ以上の定員削減は、国民の命や安全・安心を脅かすものでしかありません。私たちは、憲法が保障する生存権を実現するため、公務・公共サービスの拡充、公務員の増員を求めます。

また、公務員は憲法15条で「国民全体の奉仕者」と規定されていますが、いま、政府は、時の政権や財界の奉仕者へと変質させようと、「公務員制度改革」をすすめています。安倍内閣は、消費税の増税、医療・年金・介護など社会保障制度の大改悪で、国民にさらなる負担を押しつけようとしています。こうした安倍内閣の方針を、忠実に実行する公務員に変えることがねらいです。これでは、憲法がさだめる「国民全体の奉仕者」としての役割を果たすことはできません。

しかも、公務員は憲法28条が保障する労働基本権が剥奪されているので、公務員の増員や公務・公共サービスの拡充を要求して、政府と労働組合が対等に交渉できる仕組みがありません。公務員制度を「改革」するならば、労働基本権の回復こそ重要課題であり、国際労働機関・ILOも、これまで9度にわたって日本政府に公務員の労働基本権を保障するように繰り返し勧告しています。政府は、憲法にもとづいて公務員の労働基本権を回復すべきです。

私たちは、憲法を擁護し、遵守する責務を持つ公務労働者として、憲法を守り生かす行政や司法の確立を求めています。どうぞ、私たちの運動にご協力ください。

二度と戦争で若者たちの未来を奪わない（教育課題を中心に）

安倍首相は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行するなど日本を「戦争する国」につくり変えようとしています。戦後 70 年にわたって、戦争で人を殺すことも殺されることもなかったのは、憲法で政府の行為によって二度と戦争の惨禍を繰り返さないと誓い、戦争の放棄を定めた九条をしっかりと守ってきたからです。このおおもとを変えさせてはなりません。しかも、重大なことに、この「戦争する国づくり」を教育にかかわる大改悪と一体にすすめ、教育をこの「戦争する国」づくりを支える「人材」をつくるために利用しようとしていることを忘れてはなりません。

みなさん、日本は日中戦争とそれに続く第二次世界大戦で日本国民 300 万人以上、アジアの国々には 2000 万人以上の犠牲をもたらしました。その痛苦の反省の上に立って、二度と戦争はしないと誓ったのが日本国憲法です。そのためには、教育が大切であり、憲法の理想は教育の力で実現するとして、文字通り憲法と一体のものとして教育基本法を制定しました。「お国のためには命も捧げる」ことを教えた戦前の教育を根本から改め、一人ひとりの命を何よりも大切にす教育にしようとしたのです。国や地方行政は、学校をつくったり、教職員をきちんと配置したりすることをもっとも大切な仕事に位置づけ、教育の中身には口を出さないと決めたのです。

しかし、安倍首相はこうした戦前への反省を捨て、教育内容にも国が口を出す、教育のしくみも地方に任せるのではなくて国の関与を強め、教育を自分たちの政治目的のために利用しようとしています。安倍首相がすすめようとしている「教育再生」の本当のねらいは、ここにあります。

教科書の検定規準を変えて、政府の見解を教科書に載せなければならないとしました。国が考える価値観を子どもたちに押しつける道徳をことさらに強調し、国がつくった副読本を使うことを学校に強制しています。「戦後レジュームからの脱却」といって、「戦時慰安婦」の記述をなくさせるなど歴史の事実を歪める教科書を子どもたちに手渡そうとしています。過去の過ちを真摯に学び、見つめることは、過ちを再び繰り返さない確かな保障です。歴史の真実を葬り去るようなことは許されません。

集団的自衛権の行使容認が閣議決定された 7 月 1 日、日本中の高校 3 年生の自宅に自衛隊からのダイレクトメールが届きました。あちらこちらから「招集令状かと思った」との声があがりました。集団的自衛権のニュースを知った子どもたちは、「戦争に行くことになるのは自分たち」と不安を募らせています。今、各地のパレードや憲法を守れという行動に参加する若者が増えています。誰に指示されることもなく、官邸前に駆けつけ「安倍首相は、僕たちの平和な未来を壊さないで欲しい」「僕たちの将来を勝手に決めないで欲しい」と声をあげています。こうした青年、若者の声と叫びを正面から受け止める必要があります。青年の未来を守ることは、社会の責任です。

みなさん、もう二度と戦争で若者たちの未来を奪ってはいけません。子どもたちの命を奪ってはいけません。子どもたち、青年とともに、「憲法守れ」、「子どもたちの未来を守れ」、「日本の平和を守れ」、「憲法九条守れ」の声をあげようではありませんか。みなさん、力をあわせて、憲法を守り、生かして、子どもたちが安心して学べる社会、お金の心配なく学べる社会をつくっていくことを心から訴えます。